

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	門真市ひとり親家庭医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

門真市は、門真市ひとり親家庭医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大阪府門真市長

## 公表日

令和7年3月5日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	門真市ひとり親家庭医療費の助成に関する事務
②事務の概要	ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と児童の健全な育成を図ることを目的とする。 門真市ひとり親家庭医療費の助成に関する事務を行うに当たり、以下の業務について特定個人情報を取扱う。 ①医療費の助成の範囲の審査に関する事務 ②医療証の申請及び交付に関する事務 ③受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときの損害賠償との調整に関する事務 ④受給者の居住地、氏名その他の事項に変更があったときの届出に関する事務 ⑤不正利得による助成額の返還に関する事務 ⑥医療証の更新の申請に関する事務 ⑦医療証の再交付の申請に関する事務
③システムの名称	ひとり親家庭医療費助成システム・統合宛名管理システム・中間サーバ・住民基本台帳システム・宛名・納付システム・個人住民税システム
2. 特定個人情報ファイル名	
ひとり親家庭医療費助成関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第2項 ○門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年門真市条例第27号)第4条第1項1号及び別表第1第12の項 第4条第2項及び別表第2第1号の表第12の項 ○門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(令和6年門真市規則第50号)第3条第11項第4条第11項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども部こども政策課
②所属長の役職名	こども政策課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	門真市 総務部 総務課 (住所)〒571-8585 大阪府門真市中町1番1号 (電話)06-6902-5684
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	門真市 こども部 こども政策課 (住所)〒571-8585 大阪府門真市中町1番1号 (電話)06-6902-6186
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 人手を介在させる作業</b> [ ]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録の際には、申請者からのマイナンバー取得を徹底することや、申請者からマイナンバーが得られない場合のみ行う住基ネット照会は、基本4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 以上のことから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [    ] 内部監査      [    ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ul>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策      [    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ul>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ul>
判断の根拠	<p>特定個人情報を含む書類等は施錠できる場所への保管を徹底している。  また、書類を送付する際は同封の内容物と宛名に相違がないか複数人での確認を行っている。  以上のことから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。</p>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月30日	I. 4. ② 情報ネットワークシステムによる情報連携	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号	事後	法令改正に伴う変更
平成31年1月1日	I. 5. ② 評価実施機関における担当部署	所属長	所属長の役職名	事後	様式改正に伴う変更
平成31年1月1日	IV リスク対策	無	新設	事後	様式改正に伴う変更
令和1年11月30日	II 1 対象人数	平成31年3月31日 時点	令和1年11月30日 時点	事後	再実施に伴う時点計数の変更
令和1年11月30日	II 2 取扱者数	平成31年3月31日 時点	令和1年11月30日 時点	事後	再実施に伴う時点計数の変更
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号	事後	法律の改正に伴う変更
令和7年2月27日	I 関連情報9. 規則第9条第2項の適用	無	新設	事前	様式改正に伴う変更
令和7年2月27日	IV リスク対策8. 人手を介在させる作業	無	新設	事前	様式改正に伴う変更
令和7年2月27日	IV リスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策	無	新設	事前	様式改正に伴う変更